

**貨物概要**

甲及び本底が革から成る紳士用及び婦人用の短靴の完成品で、中底が 19 cmを超える片足分の靴。

**分類**

関税率表第 6403.59 号 - 2 - （統計番号 6403.59-044、-045、-104 又は-105）の甲及び本底が革製の短靴

**分類理由**

片方のみであっても、実用性がある靴として第 64 類の履物に分類されます。したがって、その構成材料及び形状から上記のとおり分類されます。

輸入申告における輸入数量は、0.5 足として計算することとなります。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）